第 1380 号

READAS
リーダァスクラブ

１９９４年１月６日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(1999年) 平成11年　8月18日　水曜日

発行所　株式会社 FPシミュレーション　大阪市中央区平野町３－１－１０　Tel：06-6209-7678
編集発行人：税理士　三輪　厚二　Fax：06-6209-8145

♤ 被相続人の所得税の純損失

Q：不動産業を営み青色申告をしていた父が先月亡くなりましたので、相続人である私が父の事業を引き継ぎました。

ところで、父の前年分の所得は３００万円の赤字で、今年は１００万円の黒字となりました。父は前年分の確定申告の際に純損失の繰戻しによる還付請求は行っていません。今年の所得から控除できない２００万円を私の所得から控除することはできますか。

A：被相続人の純損失の金額を相続人の所得から控除することはできません。

【解説】

純損失の金額の繰越控除は、納税者を単位として適用されることになっていますから、翌年以後に繰り越すことのできる純損失の金額をもっている人が死亡した場合には、その損失の金額は打ち切られてしまい、相続人に引き継ぐことはできません。

ただし、被相続人の死亡の日の属する年の前年において生じたその被相続人の純損失の金額のうち、死亡した年の総所得金額等から控除しきれなかった金額については、相続人は、前年及び前々年分の所得税について青色申告書が提出されている場合に限り、準確定申告の申告期限までにその純損失について前々年への繰戻しによる還付の請求をすることができます。

したがって、ご質問の場合には、お父さんの前々年分の課税所得金額等があれば本年分で控除しきれなかった２００万円の純損失を前々年分に繰り戻して還付の請求ができます。